

吉富町地域活動支援センター事業実施要綱

平成19年4月6日

告示第44号

改正 平成20年3月21日告示第39号

平成20年6月18日告示第62号

平成25年3月4日告示第8号

平成25年10月28日告示第102号

平成27年12月24日告示第125号

平成28年3月28日告示第30号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定により、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の居住する地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 地域活動支援センター事業（以下「事業」という。）の実施主体は吉富町とする。ただし、他の市町村と連携し広域的に実施することができるものとする。

(事業の委託)

第3条 町長は、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、本町が援護の実施者となる障害者等であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 疾病又は負傷のため、入院加療の必要な者
- (2) 感染性疾患を有する者
- (3) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれのある者

(4) その他町長が不相当と認めた者

(事業の内容)

第5条 事業は、地域生活支援事業実施要綱（平成18年障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく、地域活動支援センター事業の基礎的事業及び地域活動支援センター機能強化事業とする。

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする障害者等は、所定の利用申請書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(利用の決定通知)

第7条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を所定の利用決定（却下）通知書（別記様式第2号）により前条の申請者に通知し、利用決定の場合は、地域生活支援事業利用券（別記様式第3号）を交付するものとする。

(利用の契約)

第8条 前条の決定通知を受けた者は、あらかじめ運営主体となる法人等と利用に関する契約を締結しなければならない。

(事業の費用)

第9条 この事業に係る費用は、1人1日当たり2,450円とする。

(利用料)

第10条 地域活動支援センターの利用料は、町民税課税者においては1人1日あたり100円、町民税非課税者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている者においては無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず利用対象者は、地域活動支援センター内での飲食物費、日用品費その他個人に係る実費を負担しなければならない。
- 3 利用対象者は、第1項に規定する利用料を、サービスを利用した翌月の末日までに、月単位で支払わなければならない。
- 4 第1項の町民税課税・非課税の別に関して、18歳以上の者については配偶者

を含み、18歳未満の者についてはその者の属する世帯を含むものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事業に携わる者は、その事業に関して知り得た利用者の秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月21日告示第39号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の吉富町地域活動支援センター事業実施要綱の規定は、平成20年4月1日以後の利用に係る利用料について適用する。

附 則 (平成20年6月18日告示第62号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の吉富町地域活動支援センター事業実施要綱の規定は、平成20年7月1日以後の利用に係る利用料について適用する。

附 則 (平成25年3月4日告示第8号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年10月28日告示第102号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月24日告示第125号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

吉富町地域活動支援センター事業利用申請書

吉富町長 様

吉富町地域活動支援センター事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		個人番号	
	居住地		電話番号	
	フリガナ		生年月日	年 月 日
申請に係る児童氏名			個人番号	
			続柄	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号

他のサービス利用の状況	障害福祉サービス	障害程度区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間	年 月 日～ 年 月 日
		利用中のサービスの種類と内容等				
	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 ()・要介護 1 2 3 4 5	
	利用中のサービスの種類と内容等					
申請する支援の内容						

吉富町地域活動支援センター事業利用決定（却下）通知書

様

吉富町長



吉富町地域活動支援センター事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 決 定

決 定 者	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏 名				
	居住地		電話番号		
	フリガナ		生年月日	年 月 日	
決 定 に 係 る 児 童 氏 名			続 柄		
有 効 期 間			費用負担		
障害福祉サービスの 利用状況	障害程度 区 分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効 期間	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
	利用中のサービスの種類と内容等				

支援の内容	
-------	--

注意事項	1 事業を利用する際は、この通知書を委託事業者に提示して下さい。 2 記載事項等に変更があったときには、吉富町長にその旨を届出てください。
------	--

2 却 下

却下理由	
------	--

教示

この決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に吉富町長に対して審査請求をすることができます（この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に吉富町を被告として（代表者は吉富町長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます（この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提訴することができます（その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提訴することができなくなります。）。

別記様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

吉富町長



地域生活支援事業利用券

受給者番号		区 分	
利用者氏名		生年月日	
住 所	〒		
電 話 番 号			
利 用 す る サ ー ビ ス	吉富町地域活動支援センター事業		
決 定 内 容			
利用者負担			
有 効 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
備 考			

※ 次年度の利用を希望する際は更新の手続きが必要になります。

※ 記載事項に変更が生じたときは役場まで届出てください。

別記様式第1号 (第6条関係)

別記様式第2号 (第7条関係)

別記様式第3号 (第7条関係)